

大空町いじめ防止基本方針

令和6年 8 月

大空町

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分に認識の上、その防止と対策に当たることが重要です。

国は、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）を制定しました。これに基づき、大空町においても、「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を踏まえた「大空町いじめ防止基本方針」（以下、「町基本方針」という。）を策定し、これまで取組を進めてきました。

しかしながら、今日、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等に伴い、いじめが長期化・深刻化する事態に至ることが全国的に報告されており、一層迅速かつ組織的な対応を徹底することが必要になっており、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持ち、連携していじめ防止等の取組を推進していくことが大切です。

そこで本町においては、こうした現状を踏まえ、いじめの問題に一層の危機感を持って対応するため、「道の基本方針」を参酌して「町の基本方針」を改定することとしました。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

以下の「町基本方針」に示すいじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

目 次

はじめに

第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 1
- 2 いじめの定義 1
- 3 いじめの内容 2
- 4 いじめの要因 2
- 5 いじめに関する基本的な対応 3
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応・早期解決
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携
- 6 いじめの解消 4

第 2 章 いじめ防止等のための対策の内容

- 1 町や教育委員会が実施する施策 4
 - (1) 「町基本方針」の策定、点検、見直し
 - (2) 「大空町いじめ対策委員会」の設置
 - (3) 「大空町いじめ再調査委員会」の設置
 - (4) いじめの防止のための方策
 - (5) いじめを早期に発見するための方策
 - (6) いじめに対処するための方策
 - (7) 関係機関との連携
- 2 学校が実施する施策 6
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめの防止等のための組織の整備
 - (3) 未然防止、早期発見・解決のための取組

第 3 章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味 9
- 2 教育委員会又は学校による対処 9
 - (1) 重大事態の発生の報告
 - (2) 事実関係を明確にするための調査
 - (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供及び支援
 - (4) 町長への報告
- 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 10
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第 4 章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項 10

※ 資料 いじめ事案発生時の対応(フロー図) 11

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【北海道いじめの防止等に関する条例第3条】

大空町では、いじめ防止等の対策に取り組むにあたり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、次のことを旨として行います。

- 全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として対策に取り組みます。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として取り組みます。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識して、町や教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、早期にいじめの問題を解消することを目指して行います。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立つことが大切です。
- 児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で対応し、いじめの芽が生じることのないよう、いじめの未然防止に努めます。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、「望ましい人間関係を自ら構築していく力」、「けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力」を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの定義 ※「法」において規定

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条第1項・「条例」第2条より）

大空町は、いじめの定義を踏まえて次のように取り組みます。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、児童生徒の周辺の状況等を踏まえ客観的に判断します。
- インターネットを通じたいじめなど、児童生徒本人が気づかない中で誹謗中傷が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまうこともあり、被害・加害の関係が短期間で入れ替わることもあります。
※ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐ謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等には、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめに該当するため、「学校いじめ対策組織」で情報共有して対応します。
- ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応することが大切です。「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの内容 具体的ないじめの内容には、次のようなものがあげられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものです。
とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」には留意する必要があります。
 - ① 多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得ます。
 - ② 繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があります。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命などに関わる重大な被害が生じるようなものもあることから、早期に警察に相談・通報するなど警察と連携した対応を行います。

4 いじめの要因

いじめに対しては、次のような基本認識をもって問題に向き合い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要があります。

- いじめは、複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ます。
- いじめは、児童生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係などの多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題によって深刻化します。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、次のようなものが挙げられます。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、いじめが起こり得ます。

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ ねたみや嫉妬感情 ④ 遊び感覚やふざけ意識 ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情 など

- いじめは、重大な人権問題であり、いじめから児童生徒を守り通すためには、大人も児童生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持つことが不可欠です。

そのため、人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感などを発達段階に応じて十分に育成することが大切です。

5 いじめに関する基本的な対応

町や教育委員会、学校は、いじめの特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期解決」に適切に取り組みます。児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を進めます。

(1) いじめの未然防止

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自他を等しく認め互いの人格を尊重し合える人間関係を養います。また、児童生徒がいじめの防止等に主体的に行動し、いじめを生まない雰囲気づくりに自ら取り組む活動を推進します。
- いじめの背景にあるストレスなど様々な要因に着目して改善を図り、適切に対処できる力を育てます。また、全ての児童生徒が、集団の中で自分自身が大切な存在であることに気づき、自己有用感や充実感の育成を図る学校づくりに努めます。
- いじめを防止することの重要性についての普及啓発を行い、家庭、地域と一体となった取組を推進します。

(2) いじめの早期発見

- いじめは、大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりします。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- ささいな兆候が見られた場合にも早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要です。
- 定期的なアンケート調査等によって常に児童生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい体制を整えることが重要です。
- 家庭や地域と連携して児童生徒を見守ることが大切です。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。
- いじめが認知された場合には、速やかに組織的に対応します。学校は、家庭や教育委員会への連絡や連携を行い、事案に応じて関係機関と連携します。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域とが連携し、いじめの問題についての対策の推進に取り組みます。

(5) 関係機関との連携

- いじめ問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。例えば、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめや、福祉的な対応が必要となるいじめなど、各機関と速やかに連携を図る必要があります。そのため、平素から関係機関との情報共有に努めることが重要です。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が『相当の期間』継続していること。

（相当の期間＝少なくとも3か月が目安）

※ この目安にかかわらず、更に長期の期間が必要な場合は、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。

※ 『相当の期間』が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

※ いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得るので、教職員は被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

※ いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

※ いじめが解消していない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。いじめが解消するまで被害児童生徒の支援を継続するため、「学校いじめ対策組織」においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

Ⅰ 町や教育委員会が実施する施策

(1) 「町基本方針」の策定、点検、見直し

いじめ防止等のための対策が体系的かつ計画的に行われるよう「町基本方針」を策定するとともに、実効的で地域に即したものとして適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「大空町いじめ対策委員会」の設置

「町基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態への対処や同種の事態の発生を防止するため、教育委員会に「大空町いじめ対策委員会」を設置します。構成員は、教育長、生涯学習課長、指導主事、教育相談員、役場福祉課職員のほか教育長が必要と認める者とし、事務局を生涯学習課に置きます。

(3) 「大空町いじめ再調査委員会」の設置

法第30条に基づく再調査を行う組織として、町に「大空町いじめ再調査委員会」を設置します。構成員は、町長、副町長、総務課長、福祉課長、住民福祉課長のほか、町長が再調査のため必要と認める者とし、事務局を総務課に置きます。

(4) いじめの防止のための方策

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動などを充実させ、豊かな心と情操を育み、社会性や規範意識、思いやりの心などを育成する教育を推進するとともに、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。
- 児童生徒及び保護者、教職員に対し、いじめの理解を深める啓発活動を行います。
- 特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行います。
- 社会全体で児童生徒、幼児を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援を行います。
- インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して適切な対応を行います。また、児童生徒及び保護者に対し、インターネット利用の在り方や家庭でのルール作りなどについて、啓発活動を行います。

(5) いじめを早期に発見するための方策

- 児童生徒、保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行うことができるよう教育相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーの派遣を要請し、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める教育相談体制を整備します。
- 教育相談員は、月1回、各学校を訪問し、児童生徒の欠席の状況やいじめ、不登校、問題行動等の聞き取り調査を行い、早期に対応が必要な事例について、学校と協議を行います。
- 学校が実施する児童生徒に対する「いじめに関するアンケート調査」の取りまとめを行い、実態の把握に努めます。

(6) いじめに対処するための方策

- 学校がいじめを認知した場合は、速やかに「児童生徒指導報告書」による報告を求めます。
- 学校からいじめの報告を受けた場合は、学校と教育委員会の連携のもと、調査等を行います。なお、重大事態と認識された場合は第3章にて対処します。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要と認める場合は、いじめを行った児童生徒や保護者の理解のもと学習場所・活動場所を変更した指導や、学校教育法に基づく出席停止などにより対処します。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が、安心して教育を受けられなくなり、欠席が続く等の場合は、児童生徒や保護者の理解のもと登校に向けた指導及び計画的・組織的な支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

(7) 関係機関との連携

- 関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との情報共有を図るなど、連携強化に努めます。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合でも、適切な支援及び助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を推進します。
- 「大空町青少年問題協議会」と連携し、青少年の健全育成やいじめ防止等について情報共有に努めます。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第12条】

学校は、「法」に基づき学校のいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を策定します。

【策定の意義】

- ・ 教職員がいじめを抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

【策定にあたって取り組むこと】

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、学校の内外を問わずいじめが行われないようにし、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、基本となる事項を次のように定めます。

- 児童生徒がお互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりを総合的かつ効果的に推進する。
 - 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
 - いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者その他の関係者との連携を図り、いじめ問題の克服を目指す。
 - いじめは決して許されないことであり、どこでもだれにでも起こり得ることから、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ち、緊張感を持ち迅速に対応する。
 - いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ防止等全体に係る内容を盛り込む。
 - 学校評価において、目標の達成状況を評価するとともに、評価結果を踏まえた取組の改善を図る。
 - 「学校基本方針」の策定又は見直しの際には、保護者、地域住民、関係機関等と共有し、参画を得て進めること。また、児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすくなるよう努める。
 - 策定した学校基本方針は、学校便りやホームページ、校内掲示などの方法により、児童生徒、保護者や地域住民が容易に確認できるようにする。
 - 入学時や各年度の開始時、または転入時等に、資料を配布するなどして、学校基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ※ 『いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことを、あらかじめ保護者等に対して説明します。』

(2) いじめの防止等のための組織の整備【法第22条・条例第23条】

組織的な対応を行うため、いじめ防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止等対策委員会」という。）を「法」に基づき設置します。構成員は、教職員（校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・担任等）に役場福祉課職員、教育委員会職員、教育相談員等を加えます。

- 学校は、次のことを踏まえ、「いじめ防止等対策委員会」の体制を整備します。
- ・ いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。

- ・いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止等対策委員会」に報告しないことは、法に違反し得る行為であることを、管理職は教職員に周知徹底する。
- ・児童生徒のささいな兆候や懸念、訴えなどを教職員が抱え込むことなく、直ちに全て報告・相談し、対応の可否を個人で判断しない。
- ・学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「いじめ防止等対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定めます。（アセスメントシートなどの活用）

(3) 未然防止、早期発見・解決のための取組

① いじめの未然防止

- ア 教育相談体制の充実
- イ 校内体制の確立
- ウ いじめ根絶に向けた児童生徒が主体となった運動の実施
- エ 各種通信（学校だより、学年通信、学級通信等）による啓発
- オ 関係機関（児童相談所、法務局、警察、電話会社等）の協力による講演の実施
- カ 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動等）を通じた豊かな心の育成

- いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が、自己有用感を持ち、多様性を認め互いに支え合うことができるよう発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。
- 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。
- インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、関係機関と連携して適切な対応を行います。また、児童生徒及び保護者に対し、インターネット利用の在り方や家庭でのルール作りなどについて、啓発活動を行います。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、保護者への啓発に努めます。
- 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。また、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施します。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等に取り組みます。

② いじめの早期発見・解決【条例第14条】

- ア 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
- イ 日常的な家庭との連携・協力関係の構築
- ウ いじめアンケートの実施（最低年2回）及び生徒理解ソールの活用
- エ 心配な様子が見られる児童生徒に対する個人面談の実施（アンケートや生徒理解ソール結果の活用）
- オ 校内巡視等によるきめ細かな児童生徒観察
- カ いじめが確認された場合は、必要に応じ各学校の「いじめ防止等対策委員会」を開催し、解決に当たる。

- いじめは大人が気付きにくい形で行われることが多いので、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候もいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、看過・軽視することなくいじめを積極的に認知します。
- 日頃から児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めます。

- アンケート調査や個人面談など、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。
- アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施します。なお、面談の実施方法、時間、場所等には周囲への細心の配慮が必要です。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。また、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- 学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守します。

③ 関係する児童生徒への対応

学校は、いじめに関与した児童生徒に対し、次のように適切な支援や指導に取り組みます。

- 関係児童生徒に対する迅速な事実確認(状況の正確な把握・確認)
- 関係児童生徒への支援・指導

いじめを受けている児童生徒に対する支援	いじめを行った児童生徒に対する指導	観衆や傍観者となった児童生徒に対する指導
・共感的な理解 ・安心できる環境の確保 ・長期的な相談支援	・相手の苦しみを理解させる指導 ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導 ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導 ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導 なお、必要に応じて、出席停止による指導及び関係機関(児童相談所・警察)との連携を行う。	・いじめを受けている児童生徒の苦しみを理解させる指導 ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導 ・いじめを受けている児童生徒を助けることは、いじめを行っている児童生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導 ※関係児童生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行います。

④ 家庭との連携

学校は、いじめに関与した児童生徒の保護者に対し、情報の提供及び、支援・助言を適切に行います。

いじめを受けた児童生徒家庭に対して	いじめを行った児童生徒の家庭に対して	全ての保護者に対して
事実を迅速に伝える。		いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が、事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催することとする。 ※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行います。
保護者の心情や要望を十分に受け止め、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。	いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。	

⑤ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものから、これらについては、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を行います。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。(法第28条に規定)

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査にあたることとします。

2 教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の発生の報告

重大事態が発生した場合には、学校は、各学校の「いじめ防止等対策委員会」が主体となって速やかに対処するとともに、直ちに教育委員会へ報告します。教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに町長に報告します。

また、教育委員会は、北海道教育委員会へ報告するとともに、必要に応じ、支援を要請します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

① 学校が主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する各学校の「いじめ防止等対策委員会」が主体となって実施します。外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

学校が主体となる場合であっても、教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

② 教育委員会が主体となる場合

次のいずれかに該当するときは、教育委員会において調査を実施します。

○ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合

○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

教育委員会が調査を行うと判断した場合、「大空町いじめ対策委員会」で調査を実施します。

なお、教育委員会自ら調査をしても十分な結果が得られないと判断した場合、北海道教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供及び支援

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への支援に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮し、丁寧な説明を行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 町長への報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じ、また、教育委員会が実施した調査結果は、直接町長に報告します。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができます。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「大空町いじめ再調査委員会」で調査を実施します。

調査組織の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）に要請し、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。再調査についても、町は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

町長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。

第4章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

町は、「町基本方針」の策定後においても、国や北海道の施策や状況を勘案して、「町基本方針」の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。

また、教育委員会は、「学校基本方針」について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導や支援に努めます。

いじめ事案発生時の対応（フロー図）

